内閣府、総務省、文部科学省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

一　租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ及びロ(2)の規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示　三一　特7　八五

○内閣府、財務省

一　沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件　三〇　特6　一四

二　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件　三〇　特6　一四

三　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣の定めるものを定める件の一部を改正する件　三〇　特6　一五

○内閣府、厚生労働省

一　厚生労働省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置　三〇　70　二九

○宮内庁

二　天皇皇后両陛下は沖縄県へ行幸啓になる件　六　一

○公正取引委員会、消費者庁

二　ビールの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　九　三

三　辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　三〇　70　二九

○国家公安委員会

七　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二　43　八四

八　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　二三　二

九　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人茨城県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があった件　二三　三

一〇　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　二三　62　七二

一一　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　三〇　三

○警察庁

一　警備出動に従事する警察官等の服制の一部を改正する件　一五　53　六

○金融庁

八　保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件　二　二

九　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件　七　47　一

一〇　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件　一四　52　三

一一　銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件等の一部を改正する件　一四　52　一二

一二　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件　一六　五

一三　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件　二三　63　一

一四　銀行法施行規則第一条の三の二第二項の規定に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社及びその子会社を定める件　二三　63　一八四

一五　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　二八　67　一七

一六　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件　三〇　70　二九四

○金融庁、財務省、経済産業省

一　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件　七　47　一七

二　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　一四　52　三一

三　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件の一部を改正する件　一四　52　三三

四　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件　二三　63　一八四